

第一章 總則

第一条 本組合ヲ機械技士組合ト稱ス
第二条 本組合ハ主として機械工場従業員労働者ヲ以テ組織ス
第三条 本組合ハ本組合組織上同じ主張ヲ持シ労働組合トシテ
提携スルモノトス

第四条 本組合ノ規約ハ大會 決議ヲ經ザレバ変更スルコトヲ得ズ

第二章 機関

第五条 本組合ニテ、機関ヲ置ク

イ 大會
ロ 相談會

第六条 本組合ニテ役員ヲ置ク

イ 常任委員
ロ 會計監査委員

第七条 大會ハ代議員ヲ以テ組織シ本組合重要決議

採決トシ毎年一回開催ス、組合員三分二以

上必要ト認めシ時ハ臨時大會ヲ開キ得ルニ

トス

第八条 相談會ハ出席會員ヲ以テ組織シ次期大會

迄ノ決議採決トシ一月二回以上開催ス

第九条 常任委員ハ大會ニテ選舉シ本組合事務ヲ知

理スルモノトス

第十条 會計監査委員ハ大會ニテ選舉シ本組合會

計ヲ監査スルモノトス

第三章 會計

第十一条 本組合會費ヲ一月金拾銭トス

第十二條 本組合會計ハ三月月二回以上會計報告スルモノトス

トス

第四章 事業

第十三條 本組合ハ組合員社會的向上ヲ計ルタメノ

事業ヲ行フ

イ 労働問題ノ研究

ロ 機関雜誌ノ發行及書籍ノ出版

ハ 法律事項ニ關スル相談一切

オ 第五章 附則

第十四條 各支部ノ組織及機関ハ各支部ノ自治トス

第十五條 本組合員ハ本組合總會ニ出席スルコトヲ得

第十六條 細則ハ別ニ文シテ定ム

提出 規約審議委員會 以上